

# 山梨県公報

第一千九百九十四号

平成二十四年

一月十二日

木曜日

## 目次

### 告示

- 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し(二件)……………一  
保安林の指定施業要件の変更予定(五件)……………一  
換地処分の決定(三件)……………三  
山梨県屋外広告物条例第七条第一項第三号の区域の指定  
道路の路線変更……………四  
建築基準法に基づく道路位置指定……………四  
指定保安林の所在不分明通知……………五  
峡東都市計画の変更案の縦覧……………五  
市街地再開発組合の解散認可……………五  
落札者の決定について(二件)……………六  
教育委員会……………七  
山梨県公立小学校及び中学校の学級編制の基準等に関する規則の一部を改正す  
る規則……………七

## 告示

### 山梨県告示第一号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四十四条の九第三項の規定により、  
軽油引取税に係る特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成二十四年一月十二日

山梨県総合県税事務局長 芦 沢 幸 彦

氏名又は名称

主たる事務所又は事業所の所在地

指定取消年月日

鈴木和子

山梨県山梨市下栗原一三九番地

平成二十三年十一月三十日

### 山梨県告示第二号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四十四条の九第三項の規定により、  
軽油引取税に係る特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成二十四年一月十二日

山梨県総合県税事務局長 芦 沢 幸 彦

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
有限会社森本石油 一三三	山梨県甲府市上石田二丁目二六	平成二十三年十一月三十日

### 山梨県告示第三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十二条の二の規定により、次のよう  
に保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十四年一月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

- (一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
上野原市(次の図に示す部分に限る。)
- (二) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- (三) 変更後の指定施業要件
- 立木の伐採の方法
  - 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(二) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
上野原市(次の図に示す部分に限る。)

保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
上野原市(次の図に示す部分に限る。)

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬい。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十四年一月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

上野原市(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
上野原市(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬい。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十四年一月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

上野原市(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
上野原市(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬい。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**山梨県告示第六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十四年一月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
上野原市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、上野原市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**山梨県告示第七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十四年一月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

上野原市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**山梨県告示第八号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営中山間地域総合整備事業八代地区の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十四年一月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 縦覧書類

換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十四年一月十六日から同年二月十日まで

三 縦覧場所

笛吹市役所

四 異議申出期間

平成二十四年二月十一日から同年二月二十五日まで

**山梨県告示第九号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営畑地帯総合整備事業大野寺地区の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十四年一月十二日

山梨県知事 横内正明

一 縦覧書類

換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十四年一月十六日から同年二月十日まで

三 縦覧場所

笛吹市役所

四 異議申出期間

平成二十四年二月一日から同年二月二十五日まで

### 山梨県告示第十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営畑地帯総合整備事業春日居第一地区の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十四年一月十二日

山梨県知事 横内正明

一 縦覧書類

換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十四年一月十六日から同年二月十日まで

三 縦覧場所

笛吹市役所

四 異議申出期間

平成二十四年二月一日から同年二月二十五日まで

### 山梨県告示第十一号

山梨県屋外広告物条例（平成三年山梨県条例第三十五号）第七条第一項第三号の規定により、次のとおり区域を指定し、平成二十四年二月一日から適用する。

平成二十四年一月十二日

山梨県知事 横内正明

平成二十三年甲府市告示第四百二十六号により告示された甲府市景観計画において、景観計画区域に定められた区域

### 山梨県告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十条第二項の規定により、次のとおり県道の路線を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十四年二月二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月十二日

山梨県知事 横内正明

整理番号	162		起 点	終 点	重要な経過地
	新	旧			
	新	旧	路 線 名		
	新	旧	路 線 名		
	南巨摩郡身延町常葉	南巨摩郡身延町杉山	南巨摩郡身延町杉山	南巨摩郡身延町常葉	
	南巨摩郡身延町常葉	南巨摩郡身延町杉山			

### 山梨県告示第十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年一月十二日

山梨県知事 横内正明

一 指定の年月日

- 平成二十四年一月十二日
- 二 指定道路の位置  
上野原市上野原字外城二二一九番一
- 三 指定道路の幅員  
四・一五メートル
- 四 指定道路の延長  
三一・三八メートル

## 公 告

● 指定保安林の所在不分明通知  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を早川町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十四年一月十二日

- 一 指定保安林の所在場所及び通知の相手方  
山梨県知事 横 内 正 明

指定保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡早川町雨畑字長畑三四一九、三四二〇の一、三四二一の一から三四二二の三まで、三四二八、三四三五の一、三四三六、三四四〇の一、三四四二の一、三四四四の一	大塚正己

- 二 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 三 指定施設要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐は、択伐による。
    - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 四 指定保安林の告示  
平成二十三年十一月二十八日農林水産省告示第二千二百九十二号

● 峡東都市計画の変更案の縦覧  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。なお、当該都市計画の変更案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十四年一月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 都市計画の種類  
峡東都市計画道路
- (三・四・八号 山梨市駅南線)
- (三・四・五号 根津橋通り線)
- 二 都市計画の変更に係る土地の区域  
縦覧に供する図書に明示する部分
- 三 縦覧場所  
甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県国土整備部都市計画課  
甲州市塩山上塩後千二百三十九番地一 峡東建設事務所都市計画・建築課  
山梨市小原西八百四十三番地 山梨市都市計画課
- 四 縦覧期間  
平成二十四年一月十二日から同年一月二十六日まで

● 市街地再開発組合の解散認可  
都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第四十五条の規定により、次のとおり市街地再開発組合の解散を認可した。

平成二十四年一月十二日

一 組合の名称 山梨県知事 横 内 正 明

甲府紅梅地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成十九年一月から平成二十四年三月まで

三 施行地区

甲府市丸の内一丁目三四四番、三四四番二、三四四番三、三四四番四、三四四番五、三四四番六、三四四番七、三四四番八、三四四番九、三四四番一〇、三四四番一一、三四四番一二、三四四番一三、三四四番一四、三四四番一五、三四四番一六、三四四番一七、三四四番一八、三四四番一九、三四四番二〇、三四四番二一、三四四番二二、三四四番二三、三四四番二四、三四四番二五、三四四番二六、三四四番二七、三四四番二八、三四四番二九、三四四番三〇、三四四番三一、三四四番三二、三四四番三三、三四四番三四、三四四番三五、三四四番三六、三四四番三七、三四四番三八、三四四番三九、三四四番四〇、三四四番四一、三四四番四二、三四四番四三、三四四番四四、三四四番四五、三四四番四六、三四四番四七、三四四番四八、三四四番四九、三四四番五〇、三四四番五一、三四四番五二、三四四番五三、三四四番五四、三四四番五五、三四四番五六、三四四番五七、三四四番五八、三四四番五九、三四四番六〇、三四四番六一、三四四番六二、三四四番六三、三四四番六四、三四四番六五、三四四番六六、三四四番六七、三四四番六八、三四四番六九、三四四番七〇、三四四番七一、三四四番七二、三四四番七三、三四四番七四、三四四番七五、三四四番七六、三四四番七七、三四四番七八、三四四番七九、三四四番八〇、三四四番八一、三四四番八二、三四四番八三、三四四番八四、三四四番八五、三四四番八六、三四四番八七、三四四番八八、三四四番八九、三四四番九〇、三四四番九一、三四四番九二、三四四番九三、三四四番九四、三四四番九五、三四四番九六、三四四番九七、三四四番九八、三四四番九九、三四四番一〇〇

四 第一種市街地再開発事業の名称

甲府紅梅地区第一種市街地再開発事業

五 設立認可の年月日

平成十九年一月十八日

六 解散認可の年月日

平成二十四年一月十二日

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十四年一月十二日

一 落札に係る物品等の名称及び数量 山梨県知事 横 内 正 明  
情報システム関連機器 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県出納局管理課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日

平成二十三年十一月十一日

四 落札者の氏名及び住所

日本電気株式会社甲府支店  
山梨県甲府市相生二丁目三番十六号

五 落札金額

七千八百七十五万円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七條の六第一項の規定による公告を行った日

平成二十三年十月六日

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十四年一月十二日

一 落札に係る物品等の名称及び数量 山梨県知事 横 内 正 明  
広域医療搬送拠点用資機材 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県出納局管理課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日

平成二十三年十二月十九日

四 落札者の氏名及び住所

マコト医科精機株式会社 山梨県甲府市飯田一丁目三番三十四号

五 落札金額

六千六万円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七條の六第一項の規定による公告を行った日

平成二十三年十一月七日

教育委員会



## 山梨県教育委員会規則第一号

山梨県公立小学校及び中学校の学級編制の基準等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年一月十二日

山梨県教育委員会

委員長 久保嶋 正 子

山梨県公立小学校及び中学校の学級編制の基準等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県公立小学校及び中学校の学級編制の基準等に関する規則（昭和三十四年山梨県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「に従い」を「を標準とし、児童生徒の実態を考慮して」に改める。

第四条の見出し中「同意」を「届出」に改め、同条第一項中「、毎学年」を削り、「について、あらかじめ」を「を行ったときは、その旨を」に、「の同意を得なければならぬ」に改め、同意を得た学級編制の変更についても、また、「を」に届け出なければならぬ。届けた学級編制を変更したときも」に改め、同条第二項中「協議は、学級編制協議書（第一号様式）に次の各号に掲げる書類を添え、毎年三月十日」を「届出は、山梨県教育委員会教育長が別途定める様式により、毎年四月十五日」に改め、同項中第一号から第四号までを削り、同条第三項中「協議は、学級編制変更協議書（第四号様式）に変更しようとする学校に係る前項各号に掲げる書類及び当該学校の変更前の学級編制表を添えて」を「届出は、山梨県教育委員会教育長が別途定める様式により、変更後遅滞なく」に改める。

第一号様式から第四号様式までを削る。

## 附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番